

厚生労働省を経て、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室から今般の緊急事態宣言等3点の「周知協力依頼」が届きました。

下記の周知依頼が届きました。詳細は、各文書をご確認くださいますようお願い致します。

記

1 [「新型コロナウイルス感染症に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について」](#)
(40ページ)

※新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されています。

2 [「職場への出勤等\(テレワーク等\)について」](#)(2ページ)

3 [「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」](#)(9ページ)

※2及び3は、以前から継続して発出されていたものが、今回の緊急事態宣言の発令に伴い更新されています。

2021年1月8日